

全国一斉！



# 法務局休日相談所

講演会同時開催！

※講演会は、鳥取会場のみとなります。

開催日

平成29年10月 1日（日）

午前10時から午後3時まで

会場

鳥取会場：鳥取地方法務局

鳥取市東町二丁目302番地

【予約・問合せ先】0857-22-2191

米子会場：鳥取地方法務局米子支局

米子市旗ヶ崎二丁目10番12号

【予約・問合せ先】0859-22-6161

相談は、【予約優先制】で行いますので、希望される会場の問合せ先に、電話等で予約してください。

## 相談内容

- ★公 証（遺言，会社定款など）
- ★登 記（相続，売買，抵当権の抹消，建物の新築・取りこわし，土地の境界，地目変更，会社登記など）
- ★人 権（いじめなどの人権に関すること）
- ★戸籍・国籍（婚姻，国籍取得など）
- ★供 託（地代・家賃，給料差押など）

※ 法務局職員，公証人，司法書士，土地家屋調査士，人権擁護委員が相談をお受けします。

※ 相談は**無料**で，秘密は堅く守ります。

法務局では，平日（8：30～17：15）も御相談を受けております（登記相談は予約制です）。お気軽に御利用ください。

裏面に講演会の御案内があります。



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君



人権イメージキャラクター  
人KENあゆみちゃん



## 講演会（各部定員30名）

会場：鳥取地方法務局3階会議室

第1部	10:00~11:00	【テーマ】 公証人の仕事～遺言・契約・認証～ 【講師】 公証人 川那部善夫
第2部	11:00~11:30	【テーマ】 相続登記について 【講師】 司法書士 松尾貴彦
第3部	11:30~12:00	【テーマ】 表示の登記の重要性について 【講師】 土地家屋調査士 山根英和

講演会（参加無料）は、各部とも定員になり次第、入場をお断りすることがあります（予約制ではありません。）。

## 未来につなぐ相続登記



遺言・相続・空家のことでお困りではありませんか？

- 遺言をしたいが、どうしたらよいか分からない
- 先代の名義のままになっている不動産がある
- 長期間放置した古い建物がある
- 県外に住んでいるので管理が大変

## 空家と所有者不明土地対策

主催 鳥取地方法務局  
 協力 鳥取公証人会，鳥取県司法書士会，鳥取県土地家屋調査士会，  
 鳥取県人権擁護委員連合会